

小売電気事業者の量的な供給力確保の在り方と 中長期取引市場の整備に向けた検討について

2025年8月8日

資源エネルギー庁

本日の検討事項

- 次世代電力・ガス基盤構築小委員会において整理された制度設計の検討事項のうち、本日は「量的（kWh）な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律【検討事項⑤】」と、「中長期取引を促進する市場等【検討事項⑥】」を中心に御議論いただきたい。

制度設計の検討事項

第1回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
(2025年5月23日) 資料6から抜粋

- 「電力システム改革の検証結果と今後の方向性」において整理された電力システムが直面する課題と対応方針を踏まえ、次世代電力・ガス基盤構築小委員会において議論がなされ、**制度設計の検討事項が下記のとおり整理**された。

※制度検討作業部会（TF）において既に検討が開始されている事項を含む。

1. 安定供給確保を大前提とした、電源の脱炭素化の推進

- ✓ 大規模な電源の脱炭素化に向けた事業環境整備【TFで検討開始済】
- ✓ 安定供給を大前提とした非効率石炭火力のフェードアウトや火力脱炭素化の推進【TFで検討開始済】
- ✓ 安定供給に必要な燃料の確保【検討事項①】

2. 電源の効率的な活用に向けた系統整備・立地誘導と柔軟な需給運用の仕組構築

- ✓ 地内系統の計画的な整備を促す仕組み【検討事項②】
- ✓ 大規模系統整備に係る資金調達の円滑化等【検討事項③】
- ✓ 短期の最適な需給運用を可能とする市場整備【検討事項④】

3. 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

- ✓ 量的（kWh）な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律【検討事項⑤】
- ✓ 中長期取引を促進する市場等【検討事項⑥】
- ✓ 経過措置料金の解除に係る課題等の整理【検討事項⑦】

4. 共通する課題

- ✓ 電源・系統への投資に対するファイナンス【検討事項⑧】

(参考) 【検討事項⑥】について

第1回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
(2025年5月23日) 資料6から抜粋

検討事項⑥ 中長期取引を促進する市場等

【課題】

- 小売全面自由化以降、短期のスポット市場の取引量は電源需要の約3割程度に達しており、小売事業者が必要な供給力を確保する手段の一つとして、一定の流動性が確保されている。
- 他方で、スポット市場は燃料費の変動や電力供給の影響を受けやすく、価格変動リスクが高い構造。国際的な燃料価格の高騰等に伴う電気料金の急激な変動が国民経済に影響を与え、料金的大幅な変動は社会的に許容し難い状況にあることが明らかとなった。

【対応の方向性】

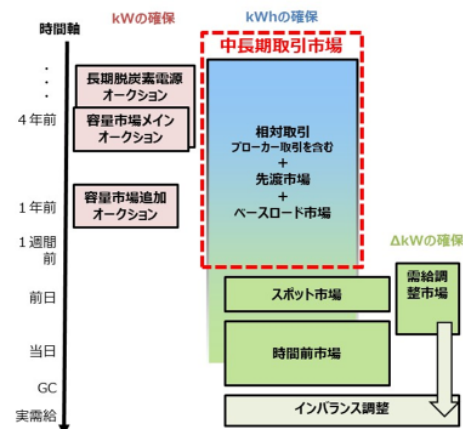
- これらの経緯を踏まえ、小売電気事業者が、今後も需要家に安定的な価格水準の下での電力供給を実現するとともに、電源の調達手段や調達する電源を多様化ことができるよう、中長期取引を行う市場整備や、ブローカー取引の活性化等を行う。これらは、客観的な電力価格指標の形成にも資することが期待される。

● 電力システム改革の検証結果と今後の方向性

(6 (2) ② 量・価格両面で安定的な調達を可能とする中長期取引市場)

(略) 電力システム改革が進められる中で、卸電力取引所のうち、スポット市場での取引は大きく拡大している一方で、上述のとおり、スポット市場価格は変動幅が大きく、客観性の高い電力価格指標として用いることは難しい。また、ベースロード市場・先渡市場での取引や相対取引を含め、中長期の電力取引を活性化させていく必要がある。旧一般電気事業者において内外無差別卸売も進められているが、各社の卸売条件を見比べることが困難であるなど、小売電気事業者にとって調達しにくいとの指摘もある。こうした現状を踏まえ、今般の検証を踏まえた対応として、「小売電気事業者が供給力の調達手段や電源調達のポートフォリオをより多様化することができるよう、事業者間の公平性にも留意しつつ、現物の長期取引を含めた相対取引やブローカー経由の取引等の活用、先物市場・先渡市場・ベースロード市場等の市場を含む取引制度の拡充・再整備に取り組む」

将来の中長期取引市場 (案)



1. 量的（kWh）な供給能力の確保含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律

本日御議論いただきたい内容（供給能力確保義務）

- 「量的（kWh）な供給能力の確保を含む小売電気事業者の責任・役割の遵守を促す規律」【検討事項⑤】については、第2回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計ワーキンググループ（以下「第2回本WG」という。）において、論点として提示を行った。
- ワーキンググループでは、量的な供給力の確保を求める時期及び量や確保状況に係る評価のあり方や遵守を促す仕組みに関する方向性について御議論をいただき、
 - ✓ 影響を受ける事業者の声も踏まえた丁寧な検討や取引制度の拡充・再整備の両輪での議論の必要性
 - ✓ 小売電気事業者へ一律に量的な供給力の確保義務を課すことの妥当性
 - ✓ 小規模な小売電気事業者への負担の考え方及び配慮やその方策についてといったさまざまなご意見をいただいたところ。
- 前回までの御議論を踏まえて、まずは制度設計のコンセプトを固めた上で、小売電気事業者の供給能力確保義務の検討をさらに進めていく必要がある。今後の議論をさらに深化していくために、本日は、

（１）小売電気事業者に対して量的な供給力の確保を求める意義について

（２）小規模な小売電気事業者等に求める量的な供給力の確保について

（３）制度設計に向けた今後の論点整理

の３点を中心に御議論いただきたい。

- 電力の安定供給の観点からもすべての事業者が一定の義務を負うことが妥当。
- 義務の強度によっては小売の選択肢を狭める可能性があるが、事務局提案は一部の小規模な事業者は免除もあり得るとのこと、容量市場の供給力確保義務を補完するという点で合理的。小売側の交渉力が落ちる可能性も配慮し、3年後の市場を育てることとセットなのは意義がある。他方、燃料調達に配慮するなら、これを厳しくするのではなく、別の措置が合理的。
- 規模に応じて求める確保量を変える必然性はない。一方で、混乱を避けるために猶予期間を設けることなどは考えられる。また、確保義務を逃れるために想定需要をゆがめるようなことになると大変問題、この点は留意して制度を設計する必要がある。
- 小規模な事業者に厳しい義務を課すと対応が難しい事業者が出てくるのではないか。地域に根ざした事業者などの芽を摘んでしまうのは問題。また、多くの事業者を網にかけることになると、行政の監視コストの観点でも負担が大きくなる。
- 全ての事業者が安定供給に向けた役割を果たすことが重要であり、義務化には理解。確保を求める時期を3年前とする点も、それ以上前になると見積るのが難しくなるので、妥当だと考える。
- 長期契約における小売側と供給側の目線の不一致が全体のシステムを歪めていると考える。小売と供給が目線を合わせるといふ社会的メリットがあつての今回の提案だと理解。その上で、全小売事業者が義務を履行するということは原則論として正しいと思うものの、事業者の規模によって数字を変えるということも検討してほしい。
- 量的な規律を導入するということは、供給力が十分でないという状況を解決する一つの手段。供給力確保にあたっては、小売事業者はもとより発電事業者に必要な電力量を提供してもらうこともセットで重要。
- 影響を受ける事業者の声を丁寧に聴くべき。また、取引制度の拡充・再整備と車の両輪で議論していくべき。
- 需要家保護と小売事業者間の競争環境の公平性の観点からは、原則、全ての事業者が一律に義務を負うことが必要。実需給の3年前に5割の供給力を確保するのは現実的には難しく、制度設計は、十分に時間を取った上で、発電、小売双方の事業者の声を聞きながら行うとともに、義務の強度については、柔軟な運用が必要ではないか。
- 小売電気事業者には電力の安定供給を担う中核的な役割を果たしてもらう必要がある。量的な供給力確保は、電源維持、燃料調達予見性の観点から一定の意義がある。小売の負担を考慮するあまり十分な効果が見られなくなることを懸念。

小売電気事業者に対して量的な供給力の確保を求める意義について①

- 第2回本WGにおいては、小売電気事業者に対して量的な供給力確保を求めていくことが、燃料の長期契約の確保の観点から、措置として不十分、あるいは最適ではないのではないか、という趣旨の御指摘をいただいた。
- この点、小売電気事業者に対して量的な供給力確保を求める措置は、電力の安定供給や需要家保護、料金水準の過度な変動抑制等の電力システムが抱える複数の課題を勘案して検討されたものであり、電源投資や燃料の長期契約の確保に資するものではあるが、これを一義的な目的としたものではないことを前提とすべきではないか。

• その上で、

①東日本大震災以後の電力システム改革において「小売事業者は自らの顧客のために必要な供給力を調達し、発電事業者は他社との契約や自社の小売部門の要請に基づいて燃料の確保と確実な発電を行う」（電力システム改革専門委員会報告書）としてきたことや、

②市場環境が厳しい環境の下では新電力においても中長期的な供給力の確保を志向する傾向が見られたこと

も踏まえば、今回の措置は、小売電気事業者にもより長期的な目線に立って供給力の確保を進めることを促すことで、電力システム改革の趣旨も踏まえば、民間事業者の創意工夫の下でより合理的に電力システムの構築（課題の解決）を図ることを目的に講ずるものと考えるべきではないか。

小売電気事業者に対して量的な供給力の確保を求める意義について②

- ただし、こうした措置を講じるに当たっては、小売電気事業者が料金メニューを自由に設定し、これを需要家が選択することができる環境を前提に、小売電気事業者に過大な負担が生じないようにすることや小売電気事業者間の公平性の確保にも配慮をした制度設計とすることが必要ではないか。
- こうした考え方を踏まえ、今後、中長期市場等の供給力確保手段の検討と併せて、量的な供給力を適切に確保した小売電気事業者の容量拠出金の扱いを含め、制度間の合成の誤謬が生じることのないような調整を検討することとしてはどうか。
- なお、電源の維持・投資や燃料の長期契約の確保に向けては、量的な供給力の確保を求めることによる効果も踏まえつつ、第3回の本WGで御議論いただいた内容を含め、引き続き、必要な方策を検討していくことが必要ではないか。

小規模な小売電気事業者等に求める量的な供給力の確保について①

- 電気事業法においては、全ての小売電気事業者に対して同様に供給能力確保義務を課しており、量的な供給力の確保についても全ての小売電気事業者の義務として取り組みを求めることが適当ではないか。
- 他方で、第2回本WGにおいて、小規模な事業者に対しては一定の配慮が必要ではないかという旨の御指摘があったことも踏まえ、少なくとも本措置の運用開始から一定の期間（例えば5年間）については、量的な供給力の確保を求める量の水準を軽減する措置を講ずることとしてはどうか。
- 具体的には、供給量が比較的小規模な事業者については、実需給の1年度前（N-1年度）に実需給年度の各小売事業者の想定需要の5割、実需給の3年度前（N-3年度）に実需給年度の各小売事業者の想定需要の2.5割の量を確保することを求めることとしてはどうか。

	3年度前（N-3年度）	1年度前（N-1年度）
比較的規模の小さい事業者	想定需要の <u>2.5割</u>	想定需要の <u>5割</u>
その他の事業者	想定需要の <u>5割</u>	想定需要の <u>7割</u>

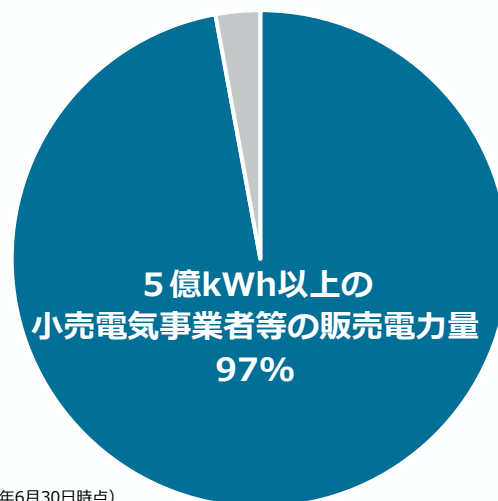
小規模な小売電気事業者等に求める量的な供給力の確保について②

- また、供給量が比較的小規模とする水準については、エネルギー供給構造高度化法における基準も参考に、過去の一定期間（例えば3年）販売電力量の平均が5億kWhを下回る事業者とすることとしてはどうか。

※なお、2023年度において販売電力量が5億kWhを下回る事業者の販売電力量の合計は、日本全体の総需要の3%程度。

- ただし、供給量に基づいて確保を求める量の水準に差異を求める場合、会社分割等により義務の潜脱を図る事業者が現れることも懸念されることから、例えば、グループ会社は販売電力量を通算する等の公平性の確保策を今後検討していくこととしてはどうか。

小売電気事業者の総販売電力量に対する5億kWh以上の小売電気事業者等の販売電力量の割合 (2023年度)



供給能力確保義務検討にあたっての今後の論点

- 小売電気事業者の量的な供給能力確保義務の検討にあたっては、第2回WG及び本日のWGにおいて、制度の大枠について御議論をいただいた。
- 今後、本制度を実施していくにあたっては、**実務的な観点も踏まえ**より具体的な運用ルール等を検討が必要となることから、今後、以下の様な**実務的論点を含めた検討が必要**となるのではないかと。
- なお、本検討を進めるにあたっては、**中長期取引市場の検討状況や小売電気事業者等の関係者の御意見も踏まえる必要**があり、**論点は逐次加除が必要**と考えられる。

論点例	概要
想定需要の算定方法	小売事業者の実務的な負担や小売事業者間の公平性（想定需要の妥当性／適切性）の確保、確認にかかる行政コスト等を勘案し、小売事業者の想定需要量をどのように算定すべきか。 例：一律の算定式等を設定するか。各小売電気事業者自由な設定をどの程度認めるべきか（プレッジ・アンド・レビュー方式など）。
供給力確保の手法	量的な供給力の確保にあたっては、取引所からの調達、相対契約、自社電源からの供給等が考えられるが、それぞれについて、どのような要件が必要か。 例：相対契約において、正式な契約締結に至っていないものの蓋然性が高い契約をどのように取り扱うか。購入量変動型契約のような購入数量（kWh）が確定していない契約をどのように取り扱うか。他の小売事業者等から卸を受けて供給力を確保する場合など、間接的に供給力を確保するケースをどのように取り扱うか 等

供給能力確保義務検討にあたっての今後の論点

論点例	概要
供給力確保状況の確認及び評価	比較的規模の小さい事業者であることの判断基準をどのように考えるか。 例：グループ会社の需要をどのように取り扱うべきか。創業間もない事業者の需要をどのように算定するか。 等
	小売事業者の実務的な負担や小売事業者間の公平性、評価に係る行政コスト等を勘案し、供給力の確保状況の確認及び評価にあたりどのような仕組みや体制が必要か。 例： ・ 相対契約の真正性についてどのように確認するか（供給計画において、小売電気事業者の調達情報と発電事業者等の販売情報を突合するなど）。 ・ 自社電源からの調達など、第三者を介さない供給力の調達状況についてどのように確認するか。 ・ 小売事業者等の実務的な負担の軽減や評価作業の合理化の観点から、どのような合理化が可能か（市場取引分について、取引情報のシステム連携が可能かなど）。 等
未遵守事業者への対応	量的な供給力の確保を遵守していない事業者に対しては、電気事業法に基づく供給能力確保命令の発出や、最終的には当該命令等の違反による小売電気事業者登録の取消し等の処分を行うことが考えられるが、措置の実効性を確保する観点からどのような段階を踏んだ対応が必要か（未遵守事業者名の公表など、法的な措置を講ずる前に何らかの予備的な措置を講ずることの是非など）。
評価等の実施時期・主体	より効率的に評価を行う観点から、いつ、誰が評価を行うこととするか（現行の供給計画に係る実務との重複排除など）。

2. 中長期取引を促進する市場等

本日御議論いただきたい内容（中長期取引市場）

- 「中長期取引を促進する市場等」については、第2回本WGにおいて、中長期での供給力調達を可能とする取引制度の拡充・再整備に係る基本的な考え方や、既存の取引市場との関係性について整理した。
- その中では、
 - ✓ 他市場や他の調達手段との関係性の整理
 - ✓ 実効性のある取引市場を設計する必要性
 - ✓ 複数年商品の詳細設計
 - ✓ 電源投資・維持・運用を見通したコストに基づく、適正かつ安定的な価格指標を形成する重要性についてご意見をいただいたところ。
- 今後、詳細設計を検討していくにあたり、本日は、
 - （１）中長期の電力取引の意義、中長期取引市場の基本的な考え方
 - （２）中長期取引市場の検討にあたっての今後の論点の2点を中心に御議論いただきたい。

- 市場が乱立してどの取引も低調になるようなことになれば本末転倒。検討を行う際には、既存市場との関係を整理して、最終的にどのような体制を構築するのか、そのイメージを明確にして議論することが不可欠。
- ベースロード市場や先渡市場の足下の約定量が限定的だということだが、今検討している中長期取引市場が実効性のある取引市場になるよう、制度設計を進めていくことが必要。
- 他の市場や、再エネPPAのような調達手段との関係性で中長期取引市場をどのように考えるかということについても説明いただきたい。
- 3年後の市場について。3年間べたっと供給する契約の場合、初年度以降は最初の2年分をすでにその前の年に買っていることになるため、初年度だけ翌年以降の制度設計と異なることにならないか。発電と小売の双方が長期の調達に目を向けるためにも、3年後の調達という市場を作ることが自然ではないか。
- 中長期取引市場における検討事項として、特に価格の考え方については、電源投資の予見性の向上、それに向けたファイナンスの観点からも重要だと思う。広く参照可能で適切かつ安定的な価格指標の形成には、電源投資・維持・運用を見通したコストをベースとした考え方が特に重要であると考えます。
- 供給力確保にあたっては、小売事業者はもとより発電事業者に十分な電力量を提供してもらうこともセットで重要。

中長期の電力取引の意義①

- エネルギー基本計画等では、
 - ①短期のスポット市場は、市場価格の変動幅が大きい構造にあること
 - ②特にスポット市場価格が高騰する局面では、調達価格の高騰により、小売電気事業の休廃止件数の増加や電気料金の高騰といった事態が生じていること
 - ③スポット市場で限界費用での供出が求められる発電事業者にとっては、スポット市場価格の変動幅が大きいことで事業の予見可能性が低くなり、電源投資や長期かつ安定的な燃料調達に悪影響を及ぼす懸念が生じていること等の課題が指摘されている。
- 前回ご議論いただいたとおり、このような状況を踏まえ、**①小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達、②発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見可能性の向上、**ひいては、これらを通じて、**③安定的な水準・変動幅での電力供給の実現**を図ることが重要である。このためには、**広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成に資するような中長期の電力取引の活性化**を図ることが必要である。
- ここで、中長期の電力取引は、①取引所における取引と、②事業者間で行われる相対取引、の2つに分類される。

中長期の電力取引の意義② ～取引所取引と相対取引の関係～

- 広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成の観点からは、取引価格が広く公表される中長期の取引所取引を活性化する必要があるのではないかと。このため、公正な取引環境を提供できる中長期取引市場を整備する必要があるのではないかと。
- また、小売電気事業者に対して量的な供給力確保が求められる中では、発電事業者と小売電気事業者との間の交渉力の対等性が阻害されることも懸念される。このため、小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達の観点からも、小売電気事業者に量的な供給力の確保が求められることを前提に、小売電気事業者が広く参加可能な中長期取引市場を整備する必要があるのではないかと。
- 一方、小売電気事業者が需要家の多様なニーズに基づき料金メニューを設定する観点からは、中長期の相対取引を活性化することにより、発電事業者・小売電気事業者双方の創意工夫のもとで多様な取引が行われることが望ましい。
- 広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標が形成されることは、発電事業者の予見可能性の向上に資するのみならず、発電事業者と小売電気事業者との間の情報の非対称性の緩和、中長期の相対取引における取引価格の適正性向上、交渉力格差の是正に資することにより、中長期の相対取引の活性化に繋がるのではないかと。これにより、小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達にも資するのではないかと。

中長期取引市場の基本的な考え方

- このような観点から、中長期取引市場については、供給力確保義務の内容も念頭に、定型的な商品を取り扱うこととし、小売電気事業者の多様な調達ニーズについては、相対取引によりそのニーズに応じた供給力を調達することを前提に検討を進めることとしてはどうか。
- また、小売電気事業者による中長期での供給力の安定的な調達を可能とし、広く参照可能で適正かつ安定的な電力価格指標の形成を図る観点からは、小売電気事業者に対して量的な供給力の確保が求められていることを踏まえた商品が一定量市場に供出されることが不可欠である。このため、少なくとも市場開設から当分の間は、制度的な措置も含め、中長期取引市場への供出量を高める方策を検討する必要があるのではないかな。
- 中長期取引市場を通じて形成される電力価格指標を発電事業者による電源投資や燃料調達に係る予見性向上に資するものとするためには、中長期取引市場において取引される商品については、現行のスポット市場における短期限界費用（燃料費等）をベースとした入札価格とは異なり、電源投資・維持・運用を見通したコストや価値を勘案した価格とすることが適当ではないかな。
その際、発電事業者と小売電気事業者の交渉力の対等性の確保には十分に留意が必要である。

※ただし、容量市場においてkW価値が取引されていることを踏まえると、容量市場と中長期取引市場の併存によって小売電気事業者の負担が過大となることがないように、必要な調整措置についても検討していくことが必要ではないかな。

今後詳細検討が必要な論点

- 中長期取引市場の創設に向けて、今後、以下のような論点についても詳細検討を進めていく必要があるのではないか。なお、検討を要する論点は以下に限らず、必要に応じて適宜追加していくこととしたい。

	留意事項	概要
商品	取り扱う商品	事業者間における既存の相対取引で取り扱われている商品や、売り手・買い手双方のニーズ等を踏まえた上で、具体的にどのような商品を取り扱うことが望ましいか（受け渡し時期、負荷パターン、エリア設定等）。
入札	価格の考え方	電源投資・維持・運用を見通したコストや価値を勘案した価格づけを可能とするために、中長期取引市場への売り入札価格はどのような考え方で設定されるべきか。
	供出量を高める方策	中長期取引市場への供出量を高めるには、どのような制度的措置が必要になると考えられるか。
約定	取引形態（約定方式）	広く参照可能で適切かつ安定的な価格指標を形成するため、どのような約定方式を採用し、取引時期や期間、開催回数を設定することが望ましいか。
受渡し	受渡し方法	現行制度の下では、エリアを跨ぐ取引はスポット市場を介して行われると整理されているが、中長期取引市場における市場範囲や受渡し方法をどのように設計するか。
	市場分断リスクへの対応	エリア間取引が行われる場合、市場分断リスクに対してどのように対応する必要があるか。
清算	清算方法	中長期取引市場の商品設計、入札・約定・受渡し方法を踏まえると、どのような清算の仕組みとすることが望ましいか。

今後詳細検討が必要な論点（続き）

	留意事項	概要
市場監視・運営	市場監視の考え方	新たな中長期取引市場の制度設計を踏まえつつ、適切な監視の在り方について検討が必要（例：売り惜しみや買い占め等の行為、価格）
	運営主体	中長期取引市場を運営する主体にはどのような機能・能力が求められるか。
他市場との関係	容量市場との整理	kW価値が取引される容量市場との併存によって小売電気事業者に過度な負担が生じることがないよう、どのような調整措置が必要になるか。
	先渡市場、BL市場	既存の先渡市場、BL市場との関係をどう考えるか。

3. 今後のスケジュールと議論の進め方

今後のスケジュールと議論の進め方

- 今後、下記の制度の運用開始に向けたスケジュール（案）を念頭におきながら、検討を進めていくこととしてはどうか。
- ただし、以下のスケジュールは、制度の検討状況や実務的な対応に要する時間等を勘案し、今後精緻化を進めるとともに、必要が生じれば事業者の予見性の確保にも留意をしつつ、スケジュールの調整を行うこととしてはどうか。
- その上で、現在議論している制度の大枠については、今秋を目途に広く意見募集を行うこととしてはどうか。

<制度の運用開始に向けたスケジュール（案）>

2026年秋頃 供給計画の様式改正案を確定

→ 2028年度供給計画（2027年度に提出）から新様式を適用

2028年 中長期取引市場での取引開始

2029年 2030年度供給計画の策定時より、量的な供給力確保の状況について確認開始

※2032年度供給分について5割（2.5割）、2030年度供給分について7割（5割）の達成状況を確認）